

発達障害を理解し、社会全体で支え、共に生きるために

発達障害支援グランドデザイン

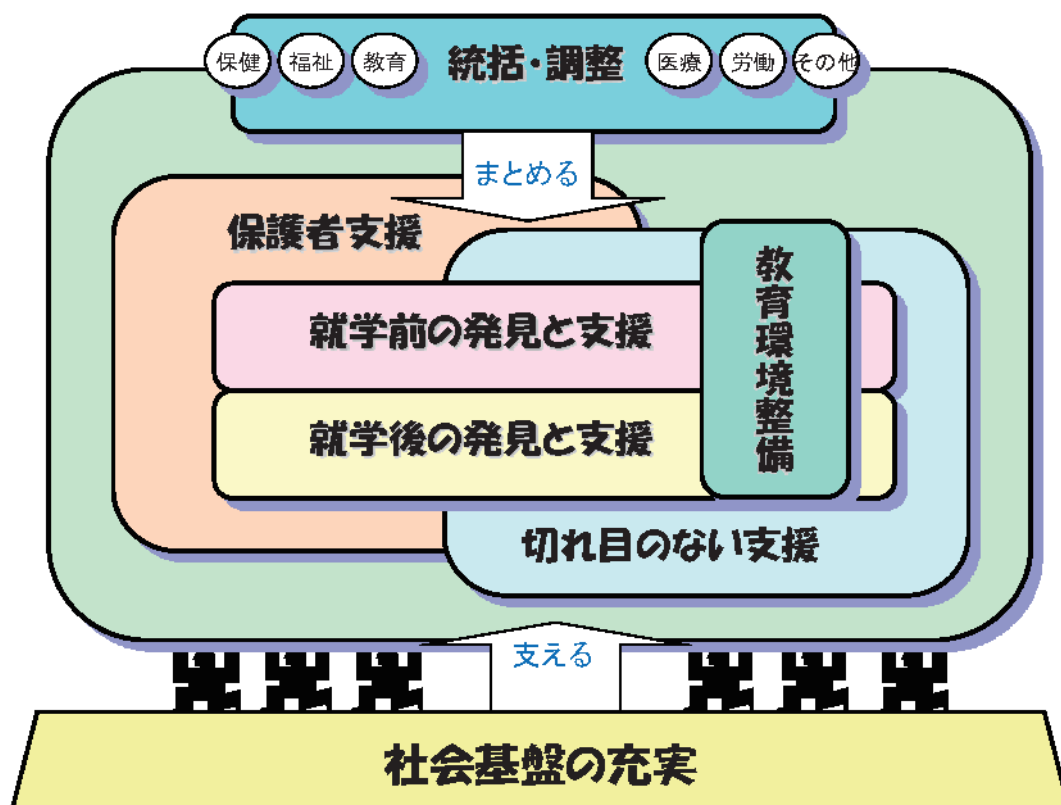
<Ver.1 早期における支援を中心に>

このグランドデザインは、発達障害児等（発達障害の可能性のある子ども―要配慮児―を含む）の自立と社会参加を実現することを目的として、国や地方自治体が行うべき早期からの一貫した総合的な支援の到達点を検討し、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所がまとめたものです。

特に今回は、出生前から高等学校段階を中心にまとめています。

今後、引き続き検討が必要なものもありますが、国及び地方自治体が関係機関の連携のもとに、総合的支援システムの具体化を図り、充実させていくための施策等の参考資料になればと考えています。

(注) このグランドデザインの内容については、本研究所の研究者の責任において提案するものであり、国の施策に直接結びつくものではありません。



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

1. 統括・調整

責任ある組織のもとに、一貫性のある効率的で利便性の高い行政サービスが、一人一人のニーズに応じて提供されるために

- (1) 全都道府県及び市町村に発達障害児等支援についての医療・保健・保育・教育・福祉等の統括・調整を行う組織があり、総合的な窓口が設置されている。
- (2) 都道府県が市町村を統括し、十分な連携体制がとられている。
- (3) 全市町村ごとに関係諸機関の連携体制・ネットワークが整備されている。

2. 就学前の発見と支援

保護者が安心できる、子どもの発達段階に応じた適切な支援を受け、成長を促すことができるために

- (1) 乳幼児健康診査（1歳半児、3歳児）において発達障害児等の発見と支援の体制が確立している。
- (2) 幼稚園・保育所で実施する健康診断において発達障害児等が発見され適切な支援へとつながるシステムが確立している。
- (3) 3歳から6歳までの間に、例えば5歳前後に、何らかの気づきや発見と支援のシステムが確立している。
- (4) 就学時健康診断（6歳時）において発達障害児等が発見され適切な支援へとつながるシステムが確立している。
- (5) 日常的な指導における教師・保育士等の気づきを適切な支援へとつなげるシステムが確立している。
- (6) 発見から支援にいたる過程における、保護者への適切な伝達内容や伝達方法等について十分に配慮され、その情報が集約されるシステムが確立している。
- (7) 全ての発達障害児等が幼稚園・保育所等において支援を受けることができ、そのための条件整備がなされている。
- (8) 幼稚園において、特別支援教育に係る園内体制（園内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等）が整備されており、個々の教育的ニーズに応じた特別な支援（通級による指導を整備する等）を受けることができる。また、保育所においても同様の支援体制が整備されている。

- (9) 管理職を含む全ての幼稚園教諭、保育士が発達障害に関する基本的な知識をもっており、研修の機会や条件が確保され、管理職がリーダーシップを発揮している。
- (10) 教育関係機関、専門機関、各種センター等において、支援を受けるシステムが確立している。
- (11) 一人一人に合った支援ニーズが把握され、それに応じた支援が可能になるよう、支援の段階が整備されている。
- (12) 保護者の気づきを、適切な発見・支援へとつなげるシステムが確立している。
- (13) 保健師等による未受診幼児・保護者への対応システムが確立している。

3. 就学後の発見と支援

**早期の支援を生かし、学校において適切な支援が行われ、
社会的自立ができるために**

- (1) 小学校から高等学校に至るまで、全ての学校（特別支援学校等を含む）において、健康診断や日常的な指導における教師等の気づき等、発達障害児等を適切な発見・支援へとつなげるシステムが確立している。
- (2) 発見から支援に至る過程における、本人及び保護者への適切な伝達内容や伝達方法等について十分配慮され、その情報が集約されている。
- (3) 小学校から高等学校に至るまで、すべての学校（特別支援学校等を含む）において、特別支援教育に係る校内体制（校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等）が整備され、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育を受けることができる。
- (4) 小学校から高等学校に至るまで、柔軟なカリキュラムにより通級による指導を受けることができ、そこでは専門的な指導内容が確立している。
- (5) 管理職を含む全ての教職員が、発達障害に関する基本的な知識をもっており、研修の機会が確保されている。また、専門的な知識を持った教員が学校に配置されている。
- (6) 高等学校等在学時から発達障害に対応した進学及び就労に関する支援が行われている。
- (7) 適切なアセスメントによる指導計画に基づき、指導の実践、評価、改善が定期的に行われている。

4. 教育環境整備

個々のニーズに応じた教育的支援を可能にし、子どもたちが安心して、
お互いを支え合う学校生活を送ることができるために

- (1) 全ての幼児児童生徒が発達障害について適切に理解し、発達障害児等とともに健やかな学校生活を送ることができる。
- (2) 授業や生活上必要なサポートを行う者が、学校に配置されている。
- (3) 発達障害児等及びまわりの子どもに対し、心理的サポートができる者が、学校等に配置されている。
- (4) 発達障害児等が、障害による困難の改善に有効な支援機器(*)やソフトを使用できる。
(*ノイズキャンセリングヘッドホン、ワープロ、カメラ等の使用)
- (5) 学校施設内に、子どもが興奮を静めたり、リラックスしたりできるスペースがある。
- (6) 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等が必要とするときに、助言及び支援を行う外部組織がある。
- (7) 中学校区域程度のエリアで、学校など関係機関を地域的にコーディネートできる体制が整備されている。

5. 切れ目のない連携

生涯にわたり一貫性のある支援をいつでもどこでも受けることができるために

- (1) 早期に全員に渡せる子育て支援のファイルを、本人または保護者が所有し、発達相談の初期から就労後にいたるまで生涯にわたり活用できる。また、ITの活用など発達障害児等の個人情報に関係機関が継続して共有する仕組みがあり、その際、個人情報保護等にも配慮されている。
- (2) 発達障害児等のライフステージを通して、「個別の支援計画」(「個別の教育支援計画」を含む)が策定・活用され、定期的に見直しが行われている。また、学校は「個別の指導計画」を作成し、それに基づき日々の指導を行っている。
- (3) 出産前から関わる保健機関等、幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、卒業後の関係機関にいたるまで連携が図られており、必要な支援について、保護者の了解のもと、機関・学校間で十分な情報提供や意見交換の場がある。

6. 保護者支援

保護者の思いや願いに寄り添い、安心して子育てができるように

- (1) 全ての保護者に対して、出産前から発達障害に関する必要な情報が提供されている。
- (2) 保護者が必要なときにいつでも子育てに関する相談ができ、支援を得られる体制が整っている。
- (3) 早期からの支援（医療、行政サービス等）を受ける際、保護者の経済的な負担を少なくする。
- (4) 当初保護者の理解が得られない場合でも、保護者への継続的な支援を行うシステムがあることで、子どもも安心して支援を受けることができる。
- (5) レスパイトサービス（子どもの一時預かり等）が必要なときに利用できる体制が確立されている。

7. 社会基盤の充実

発達障害を理解し、社会全体で支え、共に生きるために

- (1) 発達障害者が必要なときにさまざまな公的サービスを受けることができるシステムがある。
- (2) 発達障害者支援センター等に、市町村の発達障害児等への支援体制をバックアップする体制がある。
- (3) 保護者団体、NPO法人等が行う支援活動への支援が行われている。
- (4) 発達障害に関して国民が適切な理解を得ることができるよう、継続的な普及・啓発が行われている。
- (5) 社会教育や地域における様々な活動において、発達障害児を理解し支援する取組が行われている。
- (6) 国に発達障害児への支援に関して、調査・研究・相談業務等を行うナショナルセンターがある。
- (7) 発達障害に関する基礎的な調査・研究（脳科学を含む）が継続的になされている。
- (8) 発達障害児に対する支援を適切に行うことができる医療、福祉、教育、労働等の人材の養成と適正な配置が計画的に行われている。

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

Q：学習障害とは、どのような障害なのでしょうか？

学習障害（Learning Disabilities：LD）という用語は、わが国では、平成11年7月に文部科学省が設置した調査研究協力者会議の最終報告において定義されています。この定義によれば、学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するといった学習上の基礎的能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を総称するものとしています。また、その原因としては、何らかの中枢神経系の機能障害が推定され、他の障害（例えば、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害など）や環境的な要因が直接の原因となるものではないとしています。

Q：ADHDとは、どのような障害なのでしょうか？

ADHDは、Attention-Deficit / Hyperactivity Disorderの略語で、日本語では「注意欠陥／多動性障害」と訳されます。「不注意」「多動性」「衝動性」を主な症状としています。「注意を集中したり持続させることが困難」「そわそわしてじっとしてられずエンジンがついているように動き回る」「出し抜けで場にそぐわない発言や行動がある」等の行動がしばしばみられます。7歳以前に現れ、その症状は継続し、原因は何らかの脳機能障害によるものと考えられています。このような症状の軽減には、薬物が有効な場合もあります。また、適切な支援があれば、年齢が上がるに従い多動は落ち着き、衝動性が目立たなくなることが少なくありません。

Q：自閉症とは、どのような障害なのでしょうか？

自閉症とは、3歳位までに現れ、1. 他人との社会的関係の形成の困難さ、2. 言葉の発達の遅れや独特な言葉の使い方、3. 興味や関心が狭く特定のものにこだわることを基本的な特徴とする行動の障害であり、その他に、4. さまざまな過敏性の問題、5. 運動や動作のぎこちなさ、不器用さが伴いやすいといわれています。広義の自閉症の概念（自閉症スペクトラム）には、知的発達の遅れを伴わない高機能自閉症やアスペルガー症候群が含まれます。文部科学省の調査協力者会議において取りまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の「定義と判断基準（試案）等」では、『高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、1. 他人との社会的関係の形成の困難さ、2. 言葉の発達の遅れ、3. 興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを言う。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。』という定義が示されています。また、アスペルガー症候群は、知的発達や自閉症の特徴である言葉の発達の遅れを伴わないものをいいます。



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

<http://www.nise.go.jp>

この「発達障害支援グランドデザイン」は、国立特別支援教育総合研究所のプロジェクト研究「発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究」（平成18～19年度）の研究成果としてまとめられたものです。連絡先 研究代表者 渥美義賢（電話:046-839-6851 e-mail:yatsumi@nise.go.jp）